

(別紙3) 令和8年度特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務公募型プロポーザル評価要領

- 1 業務の名称
令和8年度特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務
- 2 内容
鳥取県は、特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務について、効果的・効率的に実施するため、専門的な知見を有する民間事業者等に事業の実施に係る業務を委託する。
- 3 条件
業務委託仕様書による。
- 4 審査委員
鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(鳥取県国民健康保険保健事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会) 運営要綱に掲げる者
- 5 評価基準
それぞれの審査員が、下記の評価項目の評価内容ごとに、評価基準に従い評価を行い、その評価点に乗数を乗じて得たものの合計点をその提案者の得点とする。
審査員(5名)の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

評価項目	評価内容	評価基準	乗数	配点												
基本	本事業の重要性や目的等を十分に理解し、業務目的が達成される企画となっているか。	評価基準は次のとおりとし、絶対評価により評価する。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <th>評価点</th> <th>評価基準</th> </tr> <tr> <td>5点</td> <td>非常に優れている</td> </tr> <tr> <td>4点</td> <td>優れている</td> </tr> <tr> <td>3点</td> <td>標準的である</td> </tr> <tr> <td>2点</td> <td>劣る</td> </tr> <tr> <td>1点</td> <td>非常に劣る</td> </tr> </table>	評価点	評価基準	5点	非常に優れている	4点	優れている	3点	標準的である	2点	劣る	1点	非常に劣る	1	5点
評価点	評価基準															
5点	非常に優れている															
4点	優れている															
3点	標準的である															
2点	劣る															
1点	非常に劣る															
企画内容	未受診者の行動変容を促す内容となっているか。		3	15点												
	有用なメディアプロモーションが実施可能か。		6	30点												
	継続受診を促すための工夫がなされているか。		2	10点												
	受診率向上に資する独自のアイデアを盛り込んだ提案となっているか。	3	15点													
	勧奨通知が受診率向上に効果的なものであるか。	3	15点													
効果分析	分析結果が、次年度以降の受診率向上のための対策を立案するために有効であるか。	2	10点													
	分析内容は、鳥取県及び市町村にとって分かりやすい内容となっているか。	3	15点													
	効果分析の項目や内容が適切であるか。	1	5点													
業務遂行能力に関する事項	業務を行うにあたり十分な知識を有しているものが配置されているか。	1	5点													
	業務履行ができる無理のないスケジュール設定となっているか。	1	5点													
	過去に本業務と同様又は類似の業務実績があるか。	1	5点													
個人情報漏えいの有無	過去2年間に受託業務における個人情報の漏えい又は漏えいに繋がる恐れのある事件を発生させていないか。	「有り」の場合 -3点	1	-3点												
見積価格	最低見積価格を提示した者は10点とし、それ以外の者は以下の計算式で算出される点数とする。 なお、予算額を超える見積は失格とする。	$10 \times \left[\frac{\text{最低見積価格}}{\text{当該見積価格}} \right]$ ※ 小数点以下第2位未満の端数を切り捨てる。	1	10点												
合計				140												

- 6 最優秀提案者の選定方法
 - (1) 5により最も高い得点を得た者を、最優秀提案者として選定する。
なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。
 - (2) 採点した結果、複数の提案者が同一の得点で1位となった場合、各審査員が1位とした人数の多い提案者を1位とする。1位の数が同数であれば、2位の人数を比較することとし、さらに同数であれば3位以下について同様に比較して最優秀提案者を決定する。
なお、すべてが同数であれば、経費の金額が最も低い提案者を採用することとし、金額が同じ場合は、該当する提案者について、審査委員が再度審査を行い、最優秀提案者を決定する。
- 7 その他
 - (1) プレゼンテーションで使用する資料は、提出期限までに提出された企画提案書及びその添付書類とし、追加の資料は認めないこととする。
 - (2) プレゼンテーションに参加しない提案者から提出された企画提案書は審査しないこととする。